

第240回福岡県都市計画審議会議案

令和4年10月21日(金)

目次

| 議案番号   | 議案                 | ページ |
|--------|--------------------|-----|
| 第3827号 | 北野大刀洗都市計画道路の変更について | 1～4 |
|        |                    |     |
|        |                    |     |
|        |                    |     |
|        |                    |     |
|        |                    |     |
|        |                    |     |

第3827号議案

4都第1297号  
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

北野大刀洗都市計画道路の変更(福岡県決定)について

令和4年10月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 北野大刀洗都市計画道路の変更（福岡県決定）

都市計画道路中3・4・32-4号 大堰駅前線及び3・4・32-5号 陣ノ内富多線を廃止する。

理由

別紙のとおり。

## 北野大刀洗都市計画道路の変更理由書

■ 3・4・32-4号 大堰駅前線

■ 3・4・32-5号 陣ノ内富多線

大刀洗町においては、土地利用の増進と都市交通の円滑化を図るため、平成14年に都市の骨格となる都市計画道路網を決定しています。

しかし、人口減少や高齢化の更なる進行など、交通を取り巻く情勢が変化する中、時代に応じた都市計画道路のあり方について検証を行う必要がある為、福岡県と大刀洗町は「福岡県都市計画道路検証方針」に基づき都市計画道路の検証を行い、見直し路線の抽出を行いました。

また、平成31年に策定した第5次大刀洗町総合計画において、都市計画決定後、長期にわたり事業着手がなされていない路線については、状況に応じて都市計画決定の見直しを進めることとしています。

そのため社会情勢の変化により、従来想定していた交通需要が見込まれず、周辺道路網により交通機能は代替できると考えられることから、見直し路線として抽出を行った2路線について廃止するものです。

北野大刀洗都市計画  
都市計画道路の変更(福岡県決定)  
総括図



A0 S=1/10,000



| 凡例 |   |
|----|---|
|    | 存続  |
|    | 変更線   |
|    | 都市計画区域  |
|    | 特別用途地区  |
|    | 準防火地域   |
|    | 上段: 容積率<br>下段: 建蔽率  |
|    | 上段: 建築物の高さの限度(m)<br>中段: 外壁の後退距離の限度(m)<br>下段: 建築物の敷地面積の最低限度(m <sup>2</sup> ) |
|    | 用途地域  |
|    | 第二種低層住居専用地域   |
|    | 第一種住居地域   |
|    | 準住居地域   |
|    | 近隣商業地域  |
|    | 準工業地域   |